平成２９年（フ）第１２９６号
埼玉県幸手市大字幸手1954番地11
債務者　齊藤　知美（旧姓手島）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１０号
さいたま市見沼区大字御蔵1535番地９　ルーラルシティ103、旧住所さいたま市見沼区大字東新井372番地２　アウルビレッジＡ102号
債務者　田村　広美
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１８号
埼玉県さいたま市岩槻区西町３丁目５番１－201号
債務者　矢野　亘
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３６号
大阪府岸和田市額原町520番地の２　レオパレスフクムラⅡ102号
債務者　吉本　昌幸
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４３９号
大阪府貝塚市加治37番地７－607号
債務者　北野　多恵
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４６９号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅２－105
債務者　松木　和巳
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４７０号
大阪府和泉市池田下町173番地の１－201
債務者　山冨　佳代
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４７２号
大阪府阪南市自然田169番地の25、前住所大分県佐伯市中の島２丁目15番15号
債務者　川野　清美（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４７４号
大阪府和泉市箕形町４丁目５番53－106号
債務者　西谷　智樹
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４７５号
大阪府阪南市箱作2874番地の263、前住所大阪府岸和田市田治米町627番地
債務者　花田　文男
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４７７号
大阪府泉大津市東助松町２丁目２番29号
債務者　相良　美雅
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
山形県米沢市六郷町西藤泉362番地の８
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１３０２号
埼玉県川口市本町１丁目12番26－403号　プレム川口
債務者　小板橋正裕
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４０１号
埼玉県志木市幸町１丁目１番20－505号
債務者　石丸　健男
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６１２号
埼玉県越谷市大字袋山1224番地　ハイツ大袋103
債務者　安田　恭子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
新潟県長岡市希望が丘２丁目１番地　希望が丘団地市営住宅533号室
債務者　島田静こと　単　　起静
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１７２４号
北海道石狩郡当別町北栄町５番地６
債務者　今村　浩士
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部